長尾荒阪地区まちづくりニュース

長尾荒阪地区まちづくり検討会

第１号　／　令和６年１１月

TOPIC①事業協力者募集について

「応募者提案説明会」を開催

本検討会では、土地区画整理事業の実現に向けて、豊富な経験と優れた企画力を備えた民間企業が有するまちづくりのノウハウを事業化検討の段階から取り入れるために、事業協力者の募集を行い、その結果、３グループから事業提案書の提出がありました。

今後、この３グループから事業提案を受けるために、１２月１４日（土）に応募者提案説明会を開催いたします。

※グループとは：本検討会が募集した事業協力者については、単一の企業又は複数の企業が構成する共同企業体での応募を可能としています。これに伴い、共同企業体の３グループより応募がありました。

◆応募者提案説明会

日　時：令和６年１２月１４日（土）　午後１時３０分から

場　所：菅原生涯学習市民センター　２階ホール（枚方市長尾元町１―３５―１）

内　容：事業提案の説明及び質疑回答

備　考：応募者提案説明会は、事業協力者選定における審査の一環として行います。
審査は、本検討会の役員及び外部委員（有識者）が行いますが、本検討会の地権者の皆様に限り、応募者提案説明会にご出席いただけます。
審査により事業協力者の候補者を選定した後、令和７年３月に開催予定の総会にて事業協力者を決定する予定です。

◆今後の事業協力者決定までのスケジュール

１２月１４日	応募者提案説明会
１２月～２月	事業協力者の選定（事業提案書の審査） ※本検討会の役員及び外部委員により実施します。
３月	総会（事業協力者決定） ※総会は詳細が決まり次第、案内を送付します。

TOPIC②保留区域の設定等について

原則、土地区画整理事業を実施するには、市街化調整区域から市街化区域に編入する必要がありますが、この編入手続きに係る都市計画変更は、大阪府によって概ね５年に一度行われます。保留区域（保留フレーム）とは、概ね５年に一度のタイミングを待たずに、事業の実施が確実となった時点で、随時市街化区域への編入が可能となる区域のことです。

この度、枚方市より「長尾駅北地区」として保留区域の設定を行うとの説明が議会にて行われました。また、これに伴う説明会を枚方市が実施するとの情報発信もなされ、スケジュールについては以下のとおりとなります。なお、詳細については、枚方市のホームページや広報ひらかた１１月号などでお知らせされておりますので、お手数ですがご確認をお願いします。

◆<u>保留区域設定に関するスケジュール</u>

令和６年１１月頃	市民説明会
令和６年１２月頃	公聴会
令和７年　４月頃	都市計画案の縦覧

※上記の内容（市民説明会など）には、区域区分及び用途地域の見直しなど他の都市計画変更の内容を含み、保留区域の設定に関する内容はこの一部となるとのことです。「長尾駅北地区」のみの内容ではないことをご了承ください。

●皆様へのお願い

長尾荒阪まちづくり検討会の規約第４条第３項には「会員が所有権又は借地権を有する対象区域内の土地を転用又は第三者へ転売等する場合は、土地利用計画等について役員会と事前に協議しなければならない。」と定めています。<u>土地の転用・転売等をする場合は【問合わせ先】までご連絡ください。</u>

また、地区内の土地又は建物の権利の異動が生じた場合（例：<u>相続が発生した場合</u>）や住所移転、連絡先などに変更が生じた場合（例：<u>引越しなどで転居された場合</u>）も<u>【問合わせ先】までお知らせください。</u>

●問合わせ先

ご不明な点、ご意見、ご質問、お気付きの点等がありましたらお問合わせください。

長尾荒阪地区まちづくり検討会　　　会長　寺嶋　保彦

枚方市　都市整備部　市街地開発課　担当：宮木、伊牟田、米田、仲森

住所：枚方市大垣内町２丁目９番 15 号　Tel：072-841-1423　Fax：072-841-4607

※まちづくりニュースは、枚方市のホームページに掲載しています。